

農業委員会の現状

組織

1. 農業委員会の概要（農業者の代表として公選により選出された農業委員を中心に組織された市町村の行政委員会）

- 農業委員会数 3,223(未設置は37市区町村)
- 平均農業委員数 18.4人(うち選挙委員は 13.8人)
- 平均職員数 3.3人(うち専任職員は 1.8人)
- ・選挙委員は公選制
- ・選任委員は地区内の農業協同組合及び農業共済組合の理事等並びに議会の推薦者から市町村長が選任
- ・農業委員一人当たりの平均年報酬は約29万円（平成12年度）

- 農業委員会の一般選挙は3年ごとに実施。
投票実施委員会の割合は近年、約1割。

表-1 農業委員会・農業委員等の推移 (単位；人、千円、%)

	55年	60年	2年	7年	10年	11年	12年
農業委員会数	3,316	3,289	3,272	3,243	3,235	3,223	3,223
農業委員数	65,940	64,080	62,524	60,917	60,052	59,702	59,254
うち選挙委員数 (伸び率)	47,977 (100)	46,842 (98)	46,057 (96)	45,177 (94)	44,687 (93)	44,643 (93)	44,340 (92)
選任委員数	17,963	17,238	16,467	15,740	15,365	15,059	14,914
委員のうち女性委員	41	40	93	203	479	977	1,081
うち選挙委員数	26	25	53	69	123	224	249
選任委員数	15	15	40	134	356	753	832
1委員会当たり	19.9	19.5	19.1	18.8	18.6	18.5	18.4
うち選挙委員数	14.5	14.2	14.1	13.9	13.8	13.9	13.8
平均年報酬(千円)	154	187	227	272	286	284	286
職員数	11,138	10,967	11,184	11,054	10,938	10,860	10,760
うち専任職員数	7,468	7,161	6,661	6,536	6,188	6,088	5,853
農地主事	2,275	2,493	2,633	2,626	2,231	1,930	
1委員会当たり	3.4	3.3	3.4	3.4	3.4	3.4	3.3

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

表-2 農業委員会選挙の有権者数、投票実施委員会数及び投票率の推移

(単位；人、%)

統一選挙実施年度	昭和62年度	平成2年度	平成5年度	平成8年度	平成11年度
農業委員会数	3,280	3,272	3,246	3,240	3,223
選挙対象委員会数	2,243	2,235	2,222	2,221	2,215
対象割合 / %	68.4	68.3	68.5	68.5	68.7
有権者数(人)	7,799,578	7,310,100	6,724,813	6,552,249	6,075,037
投票実施委員会数	339	215	188	209	219
投票実施率 / %	15.1	9.6	8.5	9.4	9.9
投票率	85.0	82.9	84.5	80.9	79.9

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

2. 農業委員会の位置付けと他機関との関係

(1) 農業委員会と市町村との関係

農業委員会の地方自治制度上の位置付け

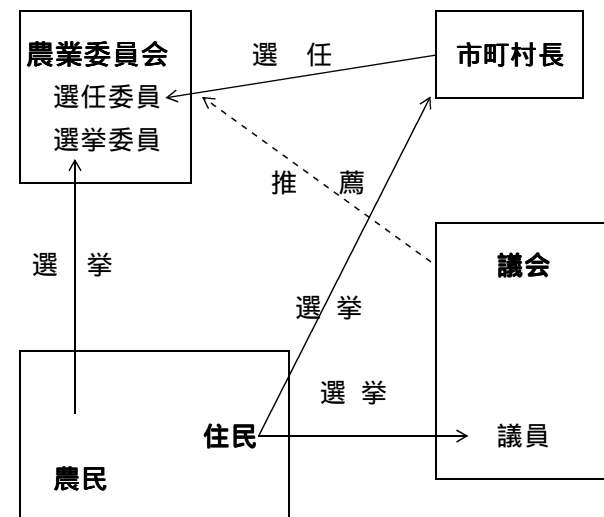
ア 農業委員会は、地方自治法上の委員会であり、事務の性質上、公選の長から独立した立場に立ち公正中立に事務を執行するため設けられる合議制の機関である。

イ 農業委員会は法律の定めるところにより、農地がある市町村に置かなければならないこととされており、その事務局等に関する組織を定めるに当たっては、市町村部局との間に権衡を失しないようにしなければならないこととされている。

ウ 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農地法、土地改良法その他の法令によりその権限に属させられた業務（法令業務）を行う。また、農業委員会は、同法第6条第2項に定める業務（任意業務）を行うことができるとされており、これについては市町村長の所轄の下に他の執行機関と相互の連絡を図りすべて一体として行政機能を発揮するように執行しなければならないとされている

エ なお、市町村に農業委員会が置かれていない場合においては法令業務はその根拠法の規定により市町村長の権限とされているものもある。任意業務は市町村の他の執行機関の権限の行使を妨げないものとされている。

農業委員会、市町村長、議会との組織上の関係



(参考) 行政委員会と市町村長の関係について

市町村の執行機関は、市町村長の所轄の下に、他の執行機関と相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するようにしなければならない。長はその権限に属する事務の一部を行政委員会と協議して、当該委員会、委員又はその職員に委任若しくは補助執行させることができることとなっている。

また、行政委員会は、その権限に属する事務の一部を長と協議して、当該地方公共団体の職員等に委任若しくは補助執行させることができることとなっている。

但し、行政委員会は、予算の調整・執行、議会への議案の提出、税金、分担金、加入金等の賦課等の権限を有しない。

注) 地方公共団体が処理すべき事務は、大別して、法定受託事務（地方自治法第2条第9項第1号及び第2号）と自治事務（同条第8項）がある。

(2) 農業委員会の活動と他機関との関係(事例)

T県N町の例

ア 農業の概況

農家数：1,738戸 農地面積：2,838ha 2000年農業センサス

イ 農業委員会の体制

農業委員：26人(選挙委員19人、選任委員7人)

事務局職員数：4人(事務局長1人、ほか職員3人)

ウ 農業委員会が実施している業務(法令業務以外)

農地利用調整活動、経営管理能力向上支援対策、農業者年金業務、農家相談に加え、農業後継者結婚相談所、農業青色申告会、農政対策協議会、農業者年金等事務連絡協議会の事務局業務など

エ 市の農林行政との関係

市の農業行政と農業委員会との役割分担

・現在、補助事業ベースで町が農業委員会との間で事務委任や補助執行等の事務手続きをとっている事例はない。

このため、農地流動化関連事業においても、事業要件である事業連携計画の作成は町部局が行い、実践活動である農地の掘り起こし等については本来の農業委員会業務(農業経営基盤強化促進事業)の中で行う旨の役割分担ができています。
農地流動化強化月間を設置し、その推進要領等で役割分担を規定

農業委員会が実施している業務

- ・農業委員会が実施主体となっている補助事業については、事務委任等の手続きなし。
- ・農業者年金業務については、事務委任等の手続きなし。
- ・農家相談業務は、毎年町内6つの自治会(集落)を対象に各1回ずつ開催。開催文書を農業委員長名で各自治会長宛に発送して周知。農地問題や農業者年金関係、制度金融や農業税制に関する内容を中心に、相談には地区を担当する農業委員や市町村部局(職員)が対応。

農業委員会が実施している上記業務以外の業務

・農業委員会が事務局を務める業務については、随時関係機関・団体と連携して業務を実施。

同町農業委員会では、農業後継者結婚相談所、農業青色申告会、農政対策協議会、農業者年金等事務連絡協議会の事務局を担当しており、関係機関・団体との連携と併せて、郡内の情報交換会を実施。

オ JA等との関係

同町では、米麦の価格対策や農業後継者対策、農業税制対策関係機関の建議・要請活動等を行うため、JA、農業共済などの関係機関・団体と農政協議会を組織。各種大会(国・県)等への参加を推進している。

また、農業者年金等事業連絡協議会では、JAや町の国民年金担当者と連携を密にし、新制度への加入促進や円滑な事務手続きに向けた取り組みを推進している。

N県K市の例

ア 農業の概況

農家数：2,047戸 農地面積：1,602ha 2000年農業センサス

イ 農業委員会の体制

農業委員：24人（選挙委員20人(定数22人)、選任委員4人）

農地部会、農政部会を設置

事務局職員数：5人（事務局長1人、次長1人、職員2人、嘱託1人）

ウ 農業委員会が実施している業務（法令業務以外）

K市の担い手育成に係る利用集積や経営支援活動については、市行政、農業委員会、農協、土地改良区等が一体となって取り組んでおり、本取り組みは農林水産省における「経営・生産対策推進会議」（平成12年度より予算化）の当初のモデルでもあった。

エ 市の農林行政との関係

市の農業振興へ向けた組織体制の整備

行政・JA・農業関係機関・農業生産者等が一体となって農業の振興を図るため、平成2年4月にK市営農センターを設立。農業委員会もその運営や活動に携わる一員として位置づけ。

）営農センターは、市役所・農業委員会・農業改良普及センター・JA・農業共済組合・県開発公社、土地改良区・農業者代表等で構成。

）営農センターは市長が会長に、副会長にはK市農業委員会会長及びJA理事が就任。

）営農センターは、国・県の補助事業と市・JAが負担する経費で運営。

農業委員会が実施している業務

営農センターを核に市内5つの地区に設置した営農組合の活動を通じ、集团的・組織的土地利用（農地の利用集積）の推進、多様な農業経営体、中核となる担い手及び後継者の育成活動等を実施。

）農地の利用集積は、地区を担当する農業委員、JA理事等を中心に、農地の出し手に対して掘り起こしや農地関係相談を実施。併せて、地区の農地利用調整計画を作成するとともに、認定農業者（担い手）を選定し農地の利用集積活動を実施。

農業委員会が実施している上記業務以外の業務

営農センターが行う業務については、センター内に設置した運営委員会、小委員会、専門委員会、幹事会それぞれに随時農業委員や農業委員会事務局が参加し連携を取り合いながら実施。

市の長期的かつ総合的な地域営農振興計画の作成については、運営委員会で基本事項を決定し、具体的検討を小委員会で実施（企画原案等の作成は事務局機能を有する幹事会）。そのほか、地区及び集落営農体制の確立、指導・支援、生産調整対策への取り組み（地区説明、現地確認）等についても同様の体制下で地区営農組合において連携して実施。

オ JA等との関係

JAは、地区営農組合における農地の利用調整活動について、JAの農地保有合理化法人を事業主体とした農地保有合理化事業を推進。また、近年は地域営農支援システム（GIS）を活用した相談業務、利用権設定の手続き業務等を農業委員会、JA双方の窓口で実施できる体制を整備。

カ 取り組みの効果

営農センターの設立で、農業の関係機関・団体、生産者等が情報とK市農業の振興方策（方向）を共有できるようになったことで、効率的な施策の展開が可能となった。また、農業者からは関係機関・団体で受けられる窓口サービスが平準化された点を高く評価する声が上がっている。

I 県 S 町の例

ア 農業の概況

農 家 数： 1 , 7 5 2 戸 農地面積： 5 , 0 1 4 ha 2000年農業センサス

イ 農業委員会の体制

農 業 委 員： 2 1 人（選挙委員 1 6 人、選任委員 5 人）

事務局職員数： 5 人（事務局長 1 人、事務局次長 1 人、ほか職員 3 人）

ウ 農業委員会が実施している業務（法令業務以外）

農地利用調整活動、交換分合事業、認定農業者制度の普及推進、経営管理能力向上支援対策、農業者年金業務など

エ 市の農林行政との関係

（ 1 ）市の農業行政と農業委員会との役割分担

- ・国や県の補助事業についての執行機関については関係部局・機関と協議の上、町部局が判断。

（ 2 ）農業委員会が実施している業務

- ・町が事業主体になっている補助事業のうち、農業委員会が事業を執行するのにふさわしいと判断された事業については、事務委任・補助執行の事務手続きを行い業務を実施（農地流動化関連事業、経営改善支援事業、農業者年金業務）。
- ・農業委員会が実施主体となっている事業については手続きなし。

（ 3 ）農業委員会が実施している上記業務以外の業務

- ・農業委員会が事務局を努める業務については、随時関係機関・団体と連携して業務を実施。

同町では、町の商工会等と連携して農業に限定せず町内の後継者、若者の育成と結婚支援を目的に後継者等育成推進委員会（代表は農業委員長）を設置。農業委員が地域情報のアドバイス役を努めるとともに、農業委員会の下に専門指導員、相談員を置き、調査、啓発、相談活動、情報交換会の開催等を実施している。

5 . 普及センターとの関係

同町農業委員会は、家族経営協定の締結を通じた経営改善に資するため、普及センターと共同で家族経営協定推進会議を設置。対象農家のリストアップや研修会の開催、農家の戸別訪問を実施して協定締結の推進役となっている。

表 - 4 農業委員会と地方公共団体、他の団体等との関係

区 分	農業委員会	市町村	農業協同組合	地域農業改良普及センター
1.根拠法令	農業委員会等に関する法律	地方自治法	農業協同組合法	農業改良助長法
2.機関数	3 , 2 2 3 (H12.10.1 現在)	3 , 2 2 9 (H12.7.1 現在)	1 , 1 6 6 (H13.4.1 現在)	4 8 5 (H12.4.1 現在)
3.対象地域	市町村	市町村	1 市町村 ~ 数か市町村	郡単位
4.主たる役割	農地の利用調整の指導	基本構想の策定・認定農業者の認定等（農業経営基盤強化促進法）	販売・購買の経済活動等	技術の普及・指導
5.業務の内容	農地の利用調整 農地情報の提供 簿記記帳・青色申告指導 税務・労務・会計等の相談 等	経営改善計画の認定 経営指標の策定 認定農業者目標の設定 等	販売・購買 産地育成 マーケティング・営農指導 資金融通 等	新技術導入・組立 農業経営等の改善に関する科学的技術の普及 指導 等

（農林水産省経営局構造改善課調べ。）

表 - 3 地方自治法の規定に基づき設置される委員会、委員の一覧

委員会名	設置単位	根拠法	所掌事務	委員			職員	備考
				選出方法	定数	任期		
農業委員会	市町村、特別区、政令指定都市の区等	農業委員会等に関する法律	法令業務 任意業務 (法6条)	農業者による選挙及び市町村長の選任	選挙委員 選任委員	3年	職員を置く。	
教育委員会	都道府県、市(特別区を含む)町村及び全部又は一部事務組合	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育機関の設置、廃止等 学校職員等の人事に関する事 就学、入学、退学等に関する事 教育課程、学習指導等に関する事 その他 (法23条) 教育に関する予算等につき意見開陳 (知事等) (法29条)	地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命	5人の委員をもって組織する 但し、条例により都道府県・政令指定都市は6人、町村は3人でも可	4年	教育委員会に事務局を置く。 事務局に指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。	
選挙管理委員会	都道府県、市町村	地方自治法	国、地方公共団体等の選挙に関する事務及び関連事務 (法186条)	地方公共団体の議会において選挙	4人の委員をもって組織する	4年	都道府県・市……書記長、書記その他の職員 町村……書記その他の職員 定数は条例	
人事委員会	都道府県、指定都市、人口15万人以上の市又は特別区の一部	地方公務員法	人事行政の調査、人事記録の管理 勤務条件等の研究等 人事関係の条例について意見開陳 (議会等) 人事行政の運営に関する勧告 (任命権者) 職員の競争試験、選考 不利益処分についての不服申立に対する裁決、決定 勤務条件に関する措置要求の審査等 その他 (法8条)	地方公共団体の長が議会の同意を得て選任 (人事行政に関し識見を有する者)	3人の委員をもって組織する	4年	事務局を置き、事務局長、その他の事務職員を置く。 任免定数は条例	
公平委員会	市、特別区、町村 (人事委員会を置く市、特別区を除く)	地方公務員法	不利益処分についての不服申立に対する裁決、決定 勤務条件に関する措置要求の審査等 その他 (法8条)	地方公共団体の長が議会の同意を得て選任	3人の委員をもって組織する	4年	公平委員会に事務局職員を置く。 公平委員会による任免定数は条例で定める。	
固定資産評価委員会	市町村	地方税法	固定資産課税評価台帳登録事項に関する不服の審査決定(法423条)	当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任	3人以上とし、条例で定める	3年	-	

3 農業委員の定数等

(1) 現状

ア 農業委員は特別職の地方公務員（非常勤）であり、選挙による委員（選挙委員）と選任による委員（選任委員）から構成。

イ 選挙委員の定数

以下の基準に従い10から40人までの間で条例で定める。

- a 20人以下（農地面積が1,300ha以下又は基準農業者数が1,100人以下）
- b 30人以下（a c 以外）
- c 40人以下（農地面積が5,000ha超かつ基準農業者数が6,000人超）

（注）基準農業者数とは、農家世帯数と農業生産法人の合計数をいう。

ウ 選任委員の数

- a 農業協同組合、農業共済組合から組合ごとに推薦された理事又は経営管理委員各1人
- b 議会が推薦する学識経験者 5人以内

エ 選挙委員定数別の農業委員会数をみると、10～15人の委員会が全体の7割強を占めており、そのうち法定の下限である10人の委員会は全体の3割を占めている。

オ 平成14年7月の統一選挙結果の概要

委員数	11年	60,184人	14年	58,511人(2.8%)
女性委員	11年	977人	14年	2,166人(+121.7%)
認定農業者	14年	8,322人		

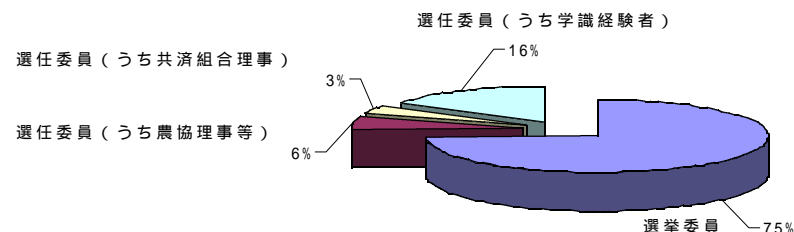
表-5 市(区)町村における農業委員会の委員定数等(平成12年)

農業委員会数		3,223
選挙すべき委員の 定数別農業委員会数	10～15人	2,334
	うち 10人	1,023
	16～20人	712
	21～25人	77
	26～30人	84
	31～35人	6
	36～40人	10
農業委員数(合計)		59,254
選挙委員	定数	45,012
	現在数	44,340
選任委員	現在数	14,914
	農協理事等	3,407
	共済組合理事	2,050
	学識経験者	9,462

注： 選任委員の現在数については、農協理事等と共済理事を兼任している者がいるため、合計が一致しない。

10人の委員会数は、H11年の数値である。

図-1 農業委員の選出状況(農業委員数)



(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

(2) 農業委員定数見直しの取り組み事例

① Y県・Y市農業委員会

平成13年4月に、Y市農業委員会委員定数及び選挙区検討委員会を設置し、6回にわたって検討を実施。検討委員は、農協、共済組合、土地改良区の代表各1名、認定農業者、女性農業者、各選挙区代表と議会推薦代表の農業委員各2名の計20名。

検討では、Y市の昭和35年から現在までの経営耕地面積、基準農業者数、農家戸数の推移と現状を分析するとともに、農業委員会の業務の内容について検証を行った。

その結果、農業を取り巻く情勢が複雑多様化する中で農業委員数も現状維持すべきとの意見もあったが、昭和35年当時に比べ、経営耕地面積、基準農業者数、農家戸数が半減していること等を踏まえ、選挙委員定数を30人から28人に削減することとなった。

なお、選挙区(5)は、法律に規定されている農地面積、基準農業者数を満たしているので現状維持とすることとして農業委員会に報告した。

② M県・N市農業委員会

農業委員会総会で、選挙区と委員定数の問題を具体的に検討することとし、農業委員から7人の検討委員(選挙委員代表3人、選任委員代表4人 農協・共済・市議2人)を選出して特別委員会を設置することを決定した。

13年4月から9月にかけて5回の検討委員会を開催し、2000年度農業センサスによる基準農業者数、農地面積の状況や推移の分析、県内の各市の動向調査の実施、農業委員の活動状況などを含めて検討を重ねて、選挙委員定数を18人から16人に変更、選挙区を3選挙区から2選挙区に変更することの検討結果を取りまとめ、農業委員会に報告した。

農業委員会は検討結果を市長に具申し、12月定例市議会で選挙区と委員定数の条例改正が行われた。

(3) 選任委員に関連する取組事例

T 都 A 市の事例

ア 農業の概況

農 家 数：207戸 農地面積：96ha

イ 農業委員会の体制

農 業 委 員：15人（選挙委員10人、選任委員 5人）

選任委員の内訳 学識経験者4人（うち議会議員2人、商工会代表者2人）

農協推薦 1人

事務局職員数：4人（事務局長1人、ほか職員3人）

ウ 取り組み内容

A市では、これまで4期に亘って学識経験の選任委員について、2人を商工業の代表者を選任委員としてきた経過がある。本年の改選では、商工会の商業部会長と工業部会長が選任委員となった。両部会長は、商工会の副会長でもある。A市のこうした選任委員の選出は、農業界のみならず商工業者の代表を選任委員とすることで、地域全体での農業振興に取り組むねらいがある。

平成8年には「A都市農業振興計画」を策定し、その推進にあたって消費者や市民、JA、行政の役割を位置づけ、これらを普及・啓発するために農業委員自らの企画立案による市民参加型の「農業フォーラム」の開催や消費者グループとの連携を図りながら、環境にやさしい農業に向けた取り組みを進めている。

(4) 農業委員の年齢別構成

現状

農業委員の年齢別構成は、60～64歳の委員数が最も多く約15,500名で委員総数の26%を占めているものの、39歳未満は404名で、委員総数の1%に満たない。

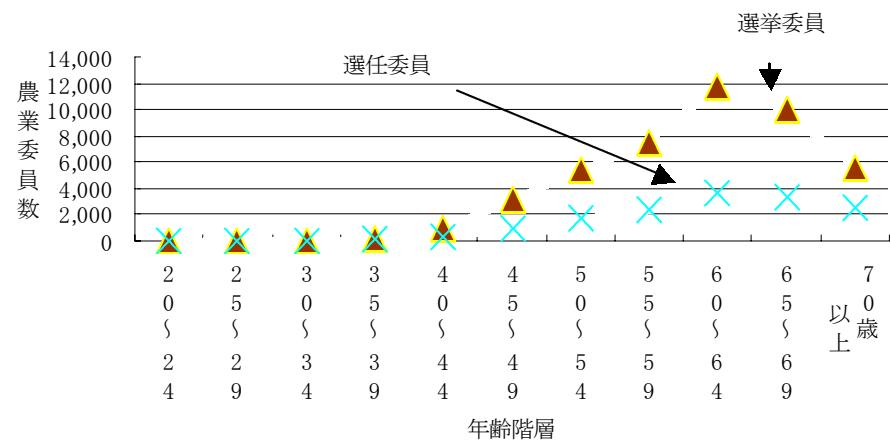
選挙委員に限ってみると、60歳以上の割合は61%を占めている。

表-6 年齢別農業委員数(平成11年)

	計	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
選挙委員	44,652	1	12	45	220	904	3,186
選任委員	15,050	2	6	22	96	299	911
合計	59,702	3	18	67	316	1,203	4,097

50～54	55～59	60～64	65～69	70歳以上
5,436	7,437	11,837	9,973	5,601
1,799	2,341	3,719	3,370	2,485
7,235	9,778	15,556	13,343	8,086

図-2 年齢別農業委員数



(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

推移

農業委員の年齢別構成割合は、60～69歳の農業委員がほぼ5割程度で推移しているが、59歳以下の農業委員が4割台から3割台へと減少しつつあるのに対して、70歳以上の農業委員が徐々に増加している。

選挙委員と選任委員を比較すると、年齢構成割合はほぼ同じ傾向にあるが、70歳以上の割合は、選任委員が高くなっている。

表 - 7 農業委員の年齢別構成の推移

(1) 全体

(単位；%、人)

	計	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 69歳	70歳以上
5年	100.0	0.0	0.9	9.4	32.1	49.2	8.4
	61,531	16	556	5,767	19,747	30,267	5,178
8年	100.0	0.1	0.8	10.6	27.5	49.6	11.4
	61,010	47	490	6,485	16,791	30,272	6,925
11年	100.0	0.0	0.6	8.9	28.5	48.4	13.5
	59,696	21	383	5,300	17,013	28,893	8,086

(2) 選挙委員

	計	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 69歳	70歳以上
5年	100.0	0.0	1.0	9.9	33.6	48.4	7.2
	45,566	15	446	4,496	15,293	22,047	3,269
8年	100.0	0.0	0.8	11.1	28.5	49.5	10.1
	45,333	14	365	5,037	12,917	22,434	4,566
11年	100.0	0.0	0.6	9.2	28.8	48.8	12.5
	44,646	13	265	4,090	12,873	21,804	5,601

(3) 選任委員

	計	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 69歳	70歳以上
5年	100.0	0.0	0.7	8.0	27.9	51.5	12.0
	15,965	1	110	1,271	4,454	8,220	1,909
8年	100.0	0.2	0.8	9.2	24.7	50.0	15.0
	15,677	33	125	1,448	3,874	7,838	2,359
11年	100.0	0.1	0.8	8.0	27.5	47.1	16.5
	15,050	8	118	1,210	4,140	7,089	2,485

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

4 農業委員会の設置状況等

設置基準

ア 農地面積が法定面積（北海道360ha、都府県90ha）を超える市町村は必置。

イ 著しく大きい市区町村（区域面積24,000ha超、区域内農地面積7,000ha超）は、2以上に分けておくことができる。

（注）政令指定都市は区ごとの設置が原則であるが、区域内農地面積が1,600ha未満であるなどの市にあっては、市ごとに設置（12の政令指定都市のうち7が複数設置）

ウ 農業委員会に、法令業務に係る事務を処理するため農地部会を置く。ただし、20人以下の農業委員会にあっては、農地部会を置かない。

設置状況

ア 農業委員会数 3,223（未設置は37市区町村）

イ 農地部会等設置している委員会数
190（未設置は3,033委員会）

ウ 事務局を設置している委員会数
2,991（未設置は232委員会）

エ 年間会議開催数は、のべ39,016回（1農業委員会当たり12.1回）

表 - 8 市（区）町村における農業委員会の設置状況（平成12年）

市（区）町村数		3,252		
農業委員会数		3,223		
部 別 農 会 の 委 員 会 の 設 置 状 況	設置していない委員会数		3,033	
	設 置 員 の 数	計	190	
		農地部会のみ設置	5	
	設 置 状 況	農地部会以外も設置	1部会	185
			2部会	167
			3部会以上	14
	事務局設置状況別		有	2,991
農業委員会数		無	232	
会 議 開 催 数	総会	計	35,400	
		農地部会の有無	有 798 無 34,602	
	農地部会		2,163	
	その他の部会		1,453	
	計		39,016	
	1農業委員会当たり平均開催回数		12.1	

（農林水産省経営局構造改善課調べ。）

農地面積別の農業委員会数

ア 100haを超える農業委員会数は3,060委員会（全体の95%）
 さらに300haを超える農業委員会数は、2,664委員会（83%）
 となっている。なお、100ha以下の農業委員会数は163委員会とな
 っている。

イ 法定必置面積未満で設置されている農業委員会は137委員会（うち
 北海道は12委員会）。（平成12年10月現在）

図 - 3 農地面積規模別農業委員会数（平成12年）

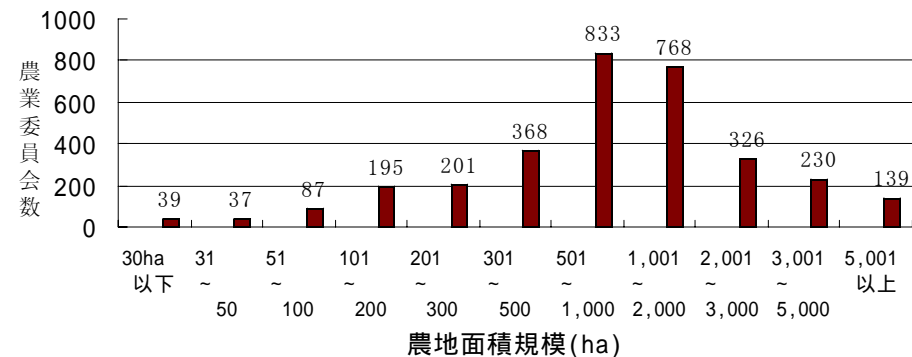
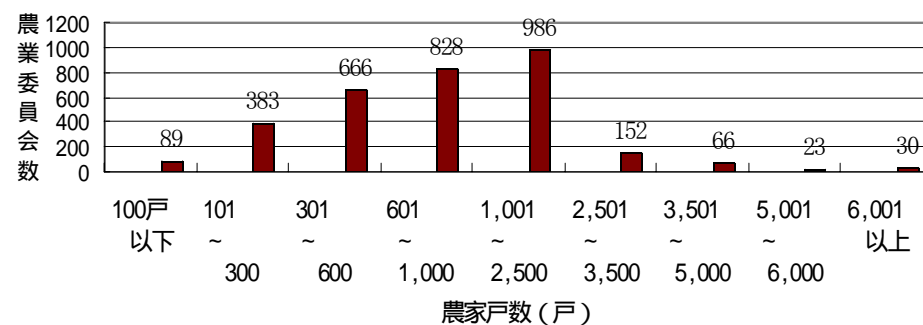


図 - 4 農家戸数別農業委員会数（平成12年）

農家戸数別の農業委員会数

農家戸数101戸以上2,500戸以下で設置されている農業委員会
 が2,863委員会、全体の約9割を占めている。なお、100戸以
 下で設置されている農業委員会数は89委員会となっている。

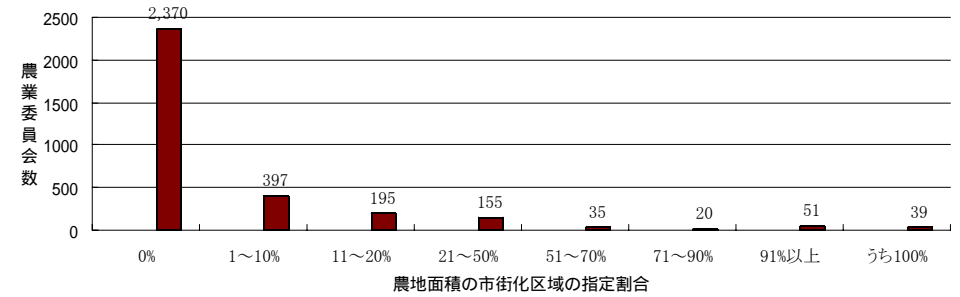


（農林水産省経営局構造改善課調べ。）

農地面積の市街化区域の指定割合別農業委員会数

市街化区域指定が無い農業委員会が2,370委員会で全体の約7割を占める。一方、全区域が市街化区域で設置されている農業委員会数は39委員会となっている。

図 - 5 農地面積の市街化区域の指定割合別農業委員会数（平成12年）



（農林水産省経営局構造改善課調べ。）

5 農業委員会の廃止等

農業委員会の廃止の状況等

小規模農業委員会を廃止又は複数の農業委員会を設置していた市町村がその一部を廃止する場合には、農業委員会等に関する法律第3条第6項の規定に基づき、必要事項を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知することになっている。

平成8年度以降、廃止された農業委員会数は10農業委員会となり、また、市町村合併により減少した農業委員会数は13委員会となっている。

(注)平成12年度に新潟市に吸収合併された黒崎町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第34条第2項の規定に基づく特例により、合併後、新潟市黒崎農業委員会として存続したが、選挙による委員の任期満了に合わせて、平成14年度、新潟市農業委員会に統合され、廃止になった。

表 - 9 廃止された農業委員会の推移と市町村合併の状況

	廃止農業委員会	市町村合併		
		新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成8年度	北海道鹿部町			
平成11年度	東京都檜原村 愛知県西枇杷島町 石川県白峰村 北海道恵山町	篠山市 (兵庫県)	篠山町、西紀町、 丹南町、今田町	新設
平成12年度		新潟市 (新潟県)	新潟市、黒崎町	編入
		西東京市 (東京都)	田無市、保谷市	新設
平成13年度	長崎県崎戸町	潮来市 (茨城県)	潮来町、牛堀町	編入
		さいたま市 (埼玉県)	浦和市、大宮市、 与野市	新設
		大船渡市 (岩手県)	大船渡市、三陸町	編入
平成14年度	神奈川県逗子市 愛知県富山村 沖縄県浦添市 新潟県新潟市黒崎	さぬき市 (香川県)	津田町、大川町、 志度町、寒川町、 長尾町	新設
		久米島町 (沖縄県)	仲里村、具志川村	新設
計	10	8	22	新設5、編入3

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

農業委員会の廃止事例

A 県N町における農業委員会廃止の経緯

1. N町の概況

農家数 139戸（元年度）
農地面積 31ha（元年度）
農業粗生産額 120百万円
法令事務処理件数 45件（元年度）
農地の売買 平成10年までの間、過去10年間で1件

2. 廃止の効果・課題

効果

- ア 町財政における負担軽減
農業委員会に係る経費は、1/5が交付金、その他は町負担。
- イ 事務処理の迅速化
受理書の発行が、行政部局である部長による専決での処理となる。

課題

- ア 農政の世話役の確保
平成12年9月の集中豪雨後、耕作放棄が発生しており、その管理及び苦情処理などを、農業委員会の廃止後に設置された協議会が担っている。
また、集中豪雨を契機として、用排水路の管理の重要性が認識され、以前は農業委員が行っていた水路の清掃などを協議会が中心になって農家自身の参加により実施されている。
- イ 農政に係る情報の収集、提供
農業者年金に係る委託業務等があることから、現在は県農業会議から農政関係の情報を得ている。

廃止に至る経緯

昭和47年 都市計画法による区画整理もほぼ終了
平成9年 地方分権推進委員会第2次勧告

平成10年 農委法施行令改正（5月20日）
・農業委員会必置基準引上げ 等

平成11年度予算の税収見込みにおいて、市町村民税収が21.6%の減（うち法人税収では43.2%の減）が判明

町に行政改革委員会設置・指摘

平成11年 町長査定……農業委員会の廃止を決定（1月）
平成11年度予算は、4～7月の4ヶ月分のみ計上。
廃止について県等に相談
各農家に対して、農業委員会の廃止について説明。

2月 農業委員会総会で了承

7月 農業委員の任期満了により農業委員会を廃止

廃止後の対応

ア 農業委員会の法令業務……町建設部農政商工担当2名において執行。
なお、建設部全体で10名の組織である。

イ 農業委員会の任意業務
「協議会」を設置し、対応している。
本協議会は、農家の方の話を聞く機関として、又、農政に関する問題が発生した時の相談窓口としての役割を担っている。
会長には、前農業委員会会長が就任。
本会長は、農業委員会会長を3～4期した経験豊富な者で、町民の信頼が厚く、町長が判断しづらい農政問題の相談役になっている。

6 市町村合併の動向と市町村行政の広域化

(1) 平成12年12月1日の「与党行財政改革推進協議会」における方針を踏まえて、平成17年3月までに市町村合併後の自治体数を現在の約3,000から1,000とする目標が掲げられ、市町村合併が積極的に推進されている。

(2) 市町村行政の広域化の要請に対応し、市町村の合併を円滑にするための当分の間の特例措置として、「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年3月29日施行、平成17年3月31日限り失効の時限法)により、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員の任期等について、特例措置が講じられている。

表 - 10 市町村合併の進展の状況等

(単位：委員会、人)

年 度	市町村数	委員会数	備 考
昭和 26	10,137	11,006	「昭和の大合併」 昭和28年の町村合併促進法及び 31年の新市町村建設促進法によ り、昭和28年から36年までに、 市町村数はほぼ3分の1に減少。
29	8,928	9,885	
32	3,866	3,925	
37	3,460	3,524	
40	3,392	3,450	
45	3,280	3,330	
50	3,257	3,318	
55	3,255	3,316	
60	3,253	3,289	
2	3,245	3,272	
7	3,234	3,243	
11	3,229	3,223	
12	3,229	3,223	
13	3,226		

(注) 1. 市町村数には特別区を含まない。 (農林水産省構造改善課調べ。)

合併協議会設置状況(平成14年10月10日現在) - 総務省公表 -
法定協議会 129 (519市町村)

(参考) 平成14年10月1日現在 - 総務省公表 -
法定協議会 129 (519市町村)
任意協議 153 (684市町村)
研究会等その他 385 (1,444市町村)
計 667 (2,647市町村)

(3) 法定協議会設置市町村の状況

平成14年10月10日現在における市町村合併に係る法定協議会の設置数は128であり、関係する市町村数は518である。(注)

(注)総務省が公表している法定協議会設置数は、平成14年10月10日現在129となっているが、T市ほか2市2町による法定協議会が6月22日に2市2町によるものになっているため128とした。

また、関係市町村数519については、複数の法定協議会に参加している市町村があるため518とした。

今後、法定協議会に即して市町村合併が行われた場合には、市町村合併後の平均農地面積、平均農家戸数は、それぞれ1,000ha、1,000戸から4,100ha、4,000戸と4倍の規模の市町村となるとみられる。

法定協議会設置関係市町村の合併前における農地面積規模別の分布状況(都府県)は、500ha以下が3割、500ha超から1000ha以下と合わせると約7割となっている。

合併後(推計)においては、3000haを超える農地面積規模となる市町村が、6割弱を占めることになる。

法定協議会設置関係市町村の選挙による農業委員の定数別の分布状況(都府県)は、20人までの定数を定めている農業委員会がほとんどであり、その中でも最下限の10人としている農業委員会は3割を占めている。

表-11 法定協議会設置市町村に係る合併前後の状況

区分	合併前	合併後(推計)
市町村数	518	128
平均農地面積	1,002ha	4,128ha
平均農家戸数	955戸	3,941戸
平均農業委員数	19人	-
選挙委員	14人	-
選任委員	5人	-

(注)農地面積等の数値は、経営局構造改善課調査(平成10年10月1日現在)による。

表-12 法定協議会設置関係市町村の農地面積規模別分布状況

合併前 (下段単位：%)

	-90ha	-500ha	-1000ha	-2000ha	-3000h	3000ha超	計
北海道		1	1		1	3	6
		16.7	16.7		16.7	50.0	100.0
都府県	1.6	14.8	17.3	12.0	3.5	1.8	51.0
	3.1	29.0	33.9	23.5	6.9	3.5	100.0

合併後(推計) (下段単位：%)

	-90ha	-500ha	-1000ha	-2000ha	-3000h	3000ha超	計
北海道						1	1
						100.0	100.0
都府県	0	1	8	2.2	2.4	7.1	12.6
	0.0	0.8	6.3	17.5	19.0	56.3	100.0

表-13 法定協議会設置関係市町村の選挙委員定数別分布状況

(下段単位：%)

	40人 まで	30人 まで	20人 まで				計
				16-20人	11-15人	10人	
北海道			6		1	5	6
			100.0		16.7	83.3	100.0
都府県	1	2.1	48.8	11.0	21.3	16.5	51.0
	0.2	4.1	95.7	21.6	41.8	32.4	100.0

(農林水産省経営局構造改善課調べ。)

(4) 市町村合併に伴う農業委員会の取組事例

K県S市合併（平成14年4月1日）に伴う農業委員会の取り組みの経緯

平成14年4月1日にK県O郡内のT町、O町、S町、K町、N町の5町が合併、「S市」が誕生した。

農業委員会については、合併協議会における調整で、市町村合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日の統一選挙まで、引き続き新市の農業委員会の選挙委員として在任することとなった。

平成13年2月には、第10回産業経済部会・第3回農業委員会分科会合同会議が開かれ、「農業委員会の選挙区設置について」検討が行われた。その概要と選挙の結果は以下の通り。

合併後1年未満に選挙が行われる新市の農業委員会の概要

農業委員数 37名 選挙委員数 30名 選任委員数 7名

農業委員の選挙区設置について

設置の基準（農業委員会法施行令第5条）

区域内の農地面積500ha以上または基準農家数600以上

委員の配当（農業委員会法第10条の2第3項）

各選挙区における選挙委員の定数は、概ね選挙人の数に比例して条例で定める

表-14 合併前の各町農業委員会の概要

	委員数	選挙委員	選任委員	任期	農家戸数	経営耕地面積
T町	14	10	4	H14/7/19	292戸	165ha
O町	13	10	3	〃	810戸	510ha
S町	20	16	4	〃	1,077戸	620ha
K町	13	10	3	〃	656戸	476ha
N町	16	13	3	〃	1,236戸	773ha
合計	76	59	17		4,071戸	2,544ha

農家数と経営耕地面積は1995年センサス

表-15 5町の経営耕地面積（2000年センサス）と選挙人名簿登録者数

	経営耕地面積	農家戸数	選挙人名簿登録数	委員数の割当
T町	140ha	270戸	982人	3.0
O町	490ha	766戸	1,756人	5.3
S町	564ha	970戸	2,541人	7.8
K町	466ha	622戸	1,657人	5.0
N町	703ha	1,164戸	2,886人	8.8
合計	2,363ha	3,792戸	9,822人	30.0

表-16 平成14年7月7日に実施された「S市」の農業委員選挙の結果

選挙区	選挙委員の定数	立候補者数
第1選挙区（T町・S町）	11人	同左
第2選挙区（O町）	5人	同左
第3選挙区（K町）	5人	6人
第4選挙区（N町）	9人	同左
合計	30人	31人